

子ども条例の制定に関する考察 ——富山県における先行事例を素材として——

A Study on the Enactment of the Ordinance on Children's Rights

彼 谷 環
KAYA Tamaki

1. はじめに

「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること」を目的として、2003年7月16日、「次世代育成支援対策推進法」(以下、「推進法」とする。)が公布施行された。2009年4月1日には、改正推進法が施行されている⁽¹⁾。

推進法制定をひとつの契機として、全国の自治体では子ども条例が相次いで制定されている⁽²⁾。もっとも、近年の制定動向をみると、子どもの権利や子育て支援に関するものから、子どもの権利条約を基礎としながら親の「子育て」に対する支援や、子どもの現実社会における切実な要求を受け止めた支援を打ち出すものまで幅広い⁽³⁾。

富山県でも、2009年6月「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」(通称「富山県子育て支援・少子化対策条例」。以下、「富山県条例」とする。)が制定された。富山県条例は、名称が示すように、家庭や地域での「子育て支援」を中心に据えながら、「ワーク・ライフ・バランス」の視点から仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を図る(第16～19条)。また、「子どもの健やかな成長」と題する第3節で、子どもの権利に関する諸規定を置くとともに(第20～28条)、ひとり親家庭や昨今の経済不況により増える低所得家庭を対象とした経済的支援(第29条)等、注目すべき規定もみられる。

2010年1月現在、富山県条例に基づく基本計画(新プラン)が策定中であるが⁽⁴⁾、当該条例がどのように具体化され地域住民のニーズに添えていくのか、それぞれの施策を通じて子どもの権利がどのように実現されるのか、さらに、それらをいかなる評価方法によって評価検討するのか等については、「新プラン」の完成を待たねばならない。

本稿は、富山県条例の制定に先立ち、全国レベルでその制定過程や権利内容、具体的施策が注目された旧小杉町「子どもの権利に関する条例」と魚津市「子どもの権利条例」について、とりわけ、条例制定過程における「子どもの参加」の実現という視点から、両条例の特徴をまとめたものである。そのうえで、国連「子どもの権利条約」の理念から指摘しうる富山県条例の課題についても若干の考察を試みることにしたい。

なお、本稿にいう「子ども条例」とは、名称を問わず、子どもに関する規定を有するすべての条例を指している。

2. 子ども条例の法的根拠——国連「子どもの権利条約」

子どもの権利条約は、1989年11月20日、国連総会第44会期において全会一致で採択された。現在、締約国・地域は193を数え、未締約国はアメリカ合衆国とソマリアの2か国である⁽⁵⁾。もともとアメリカは1995年に、ソマリアは2002年に同条約に「署名」(signature)をしているが、正式な条約では、署名の後、国家が最終的に条約を受け入れる旨を表明する「批准」(ratification)手続きが求められる(条約法条約14条)。ゆえに、署名を行ったのみでは条約に対する法的拘束力は生じないが、信義則上、条約目的を害するような行為は慎まねばならないとされる(同18条)⁽⁶⁾。

日本は、1994年に「児童の権利に関する条約」を批准した後、2004年8月に「武力紛争への児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を、また、2005年1月に「児童の売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」をそれぞれ批准した。「子どもの権利条約」とはこれらの総称である。

生まれる親や環境を選べない子どもは、「自らの権利を認識・主張・実践することが完全にはできないからこそ、子ども期にはそれにふさわしい特別の権利保障が必要」だと考えられてきた⁽⁷⁾。そこで、二度の世界大戦において多くの子どもたちが犠牲になったポーランドがイニシアティブをとり、1979年「国際児童年」に条約草案が国連に提出された。

日本政府が条約を批准するのはその15年後のことであるが、日本法社会学会は1979年「子どもと法——権利の観点から」というテーマのシンポジウムを開催しており、子どもを単なる「保護の対象」から「権利の享有主体」へ転換すべきだとする議論が行われている。とくに、永井憲一は、戦後制定された日本国憲法が子どもの権利について明示する規定は26条「教育を受ける権利」と27条3項「児童の酷使禁止」の二つのみであることを引きつつ、13条「個人の尊厳」と14条「法の下での平等」に基礎づけられた社会の構成員たる子どもの基本的人権も、「当然に独立した人格をもつ権利主体として保障されなければならぬ」と主張する⁽⁸⁾。さらに、基本的人権の享有主体について定める日本国憲法11条の「将来の国民」には、「まさに“子ども”が含まれる」とし、当該条文は「子どもを含むすべての国民が人権享有の主体であることを宣言したものだ」とする。

なお、日本国憲法に大きなインパクトを与えたマッカーサー草案(GHQ案)作成において、男女平等や家族の保護に関する条文起草を任されたベアテ・シロタが、現行憲法14条・24条以外に、非嫡出子の権利と平等、児童の医療保障、社会保険システムの導入についても構想していたことはよく知られている⁽⁹⁾。最終的に、この「ベアテ草案」の多くは採用に至らなかったものの、人権小委員会において承認されたことは注目されてよいし、今日の日本における子どもの権利と具体的施策を考えるうえでも、依然重要な意味を持ち続けていると言えよう。

以上のことから、日本国憲法の施行に伴い子どもの権利も充実してしかるべきであったはずだが、縦割り行政の影響もあって、種々の法律における用語の不統一(たとえば、児童福祉法では

「児童」、労働基準法では「年少者」、少年法では「少年」等) が示すように、「子ども」に対する定義そのものが確立していなかったことも、「子どもの権利」について論じにくい環境となっていたように思われる。だが、日本政府の条約批准によって、その内容は自動的に国内法として受容されると考えられるため⁽¹⁰⁾、今日における自治体の条例制定の動きや具体的な子ども施策の成立に向けた取り組みの法的根拠となっている。

全54条からなる子どもの権利条約は、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利を柱としている⁽¹¹⁾。これらを前提として、同条約は、「表現の自由・プライバシーの保護などの市民的権利、子どものケアや家庭環境にかかわる権利、教育や福祉の権利、法に抵触した子どもの権利、難民・先住民の子どもや障害のある子どもの権利など、子どもが一人の人間として成長・自立していくうえで必要な権利をほとんど規定している」とされる⁽¹²⁾。とくに注目すべきは、自己決定権の性格をあわせもつ「意見表明権」(12条)である。国連子どもの権利委員会は、2009年に開かれた第51会期において、「意見を聞かれる子どもの権利」(The right of the child to be heard) についての一般的意見12号を採択した。同意見は、子どもによって表明される意見が年齢や成熟度に応じて尊重される価値を持っており、独立した権利としてだけでなく、条約の他の権利や解釈の実施においても考慮されねばならないことを述べている⁽¹³⁾。

3. 「総合条例」としての旧小杉町条例と魚津市条例

冒頭で、近年、子ども条例を制定する自治体が増えていることに触れた。条例を制定する意義は、子どもの福祉や教育をめぐり、地域の実情にあわせた子ども施策を講じることができるとともに、その安定性と継続性を図ることが可能となることにある。しかし、子どもに権利を付与することへのアレルギーはまだ強く、各地で湧き上がる反対運動は、「権利より義務、責任が大事」、「権利はわがままを助長する」、「子どもの権利を全面否定はしないが、できるだけ制限しよう」という考えに基づくとされる⁽¹⁴⁾。これらの「壁」を克服しながら、また、近年自己肯定感の低さが指摘される子どものエンパワーメントのためにも、子どもの権利条約の精神を活かした子ども条例の制定が望まれる⁽¹⁵⁾。

自治体で施行される子ども条例は、大きく、「健全育成型」、「子育て支援型」、「子どもの権利型」の3タイプに分類されてきた⁽¹⁶⁾。「健全育成型」は、従来の青少年健全育成条例を引き継ぎ、非行対策や有害な環境から子どもを守るという性格が強く、「子育て支援型」は、次世代育成支援対策推進法に依拠しながら少子化対策も図ろうとするタイプである。これに対し、「子どもの権利型」は、子どもの権利条約の批准を受けて地域の子どもの施策に活かそうとするものである。とは言え、全ての条例がこのいずれかに当てはまるわけではなく、その地域の特性に応じて、複数のタイプに跨るものも出てこよう。

以下、富山県の基礎自治体で制定された二つの条例を素材として、その制定過程をたどりながら、子どもの権利条約の内容が条例にどのように反映されているか、考察してみたい。

(1) 「小杉町子どもの権利に関する条例」

2006年11月に行われた富山県下の5市町村合併により、射水市が誕生する。標題にある小杉

町は、この合併により吸収された自治体であるが、「小杉町子どもの権利に関する条例」(2003年3月17日制定施行、2005年11月1日廃止。以下、「小杉町条例」とする。)は、その効力がなくなった今日にあっても、全国の自治体に多くの影響を与えている⁽¹⁷⁾。ここでは、土井由三・元小杉町長からご紹介頂いた資料および「子どもの権利条約フォーラム 2009 in とやま」(2009年11月14～15日開催)の分科会『『子どもの権利条約』をつくろう』の記録を参考にまとめてみよう。

① 制定の契機

小杉町条例の制定は、1999年10月、小杉町長に就任した土井氏の公約がそもそもの発端であった。土井氏は、地元地方紙での社会部デスク時代、不登校の子を持つ母親らを取材する機会に出会う。自身が親としてPTA活動に参加する時期と重なったこともあり、子どもをめぐる問題に関心を持ち続けてきたという。また、1994年、日本政府は158番目の批准国として子どもの権利条約を採択するが、その後も条約の趣旨が一向に生かされない状態をみて、「国が積極的でないなら、県や市町村など自治体で条例をつくり、条約の趣旨を生かすべきではないか」と主張し続ける⁽¹⁸⁾。こうした土井氏の個人的経験を背景に、「子どもたちを、のびのびと育てられる小杉町」を目指して、『『子どもの権利条約』を富山で初めて制定する』という公約が打ち出された。

② 制定過程

土井氏の町長当選を受け、1999年12月より、「子どもの権利条約策定幹事会」(総務・企画・福祉・町民生活・生涯学習・関係各課や係長からなる)が組織されるとともに、助役・収入役・関係課長からなる委員会も組織され、今後の進め方等が協議された。さらに、「公正・公平な社会の実現」のためには「行政は住民とともになければならない」という信条に基づき、翌2000年9月、公募町民と関係職員による「調査研究ワーク会議」、「リーダー会議」が組織され、条例制定まで計34回の会議が開催される。これと並行して、同年10月には学識経験者や学校関係者らによる「策定連絡会議」も設けられ、組織づくりと今後の進め方が検討された。

小杉町条例の制定過程において特筆すべき点は、小学校4年生から高校生までの子どもが条例制定員として参加する「子どもワーク会」の存在である。公募によって集まった36名の子どもたちは、2001年1月から2003年3月まで啓発活動、意識調査、権利集会を含め28回もの会議を重ねた。「子どもワーク会」のメンバーを中心に、学校でのポスター制作や意識調査を実施したことが、各学校における権利教育の推進や充実につながったとの指摘もある⁽¹⁹⁾。学校では、子ども委員が他の子どもたちから受けとった意見を、大人委員へ伝えることもあり、それらの意見は2001年1月に結成された「世話人会議」(策定連絡会議代表、ワーク会議代表、事務局からなる)で集約され、「条例に反映させた」。条例の素案づくりを行う「世話人会議」だけでも36回、すべての会議を合計すると100回以上にもなる制定過程から窺えるのは、「当初2年間の計画が足かけ4年になった」と言われるように、慎重な審議にくわえ、当初からできるだけ町民——とくに子どもたちの意思を条例づくりに反映させようという行政側の意気込みである。

このように、子どもたちによる条例づくりへの「参加」は、子どもの権利条約で保障された「意見表明の権利」(12条)を体現したものであると言えよう。同条は、第1項で「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、その年齢および成熟に従い、正当に重視さ

れる。」と定める⁽²⁰⁾。条例の制定は、ここにいう「子どもに影響を与える事柄」にほかならない。それについて、「自由に自己の見解を表明する権利」は、上記「子どもワーク会」の組織と活動だけでなく、2002年に開催された「子どもの権利集会」においても実現されている。後者は、「いじめ」をテーマに小学校から高校生までが参加・討論を行った集会である。日本では一般的に、子どもの年齢や発達段階等によって意見表明権の行使を制限する傾向にあるが、「能力や年齢を問わず人間的な意思を尊重していくことが実践原理にかなっている」とも考えられる⁽²¹⁾。その点で、年齢や発達段階が異なる子どもたちが集まり討論する試みも、「自己の見解をまとめる力」を育てるとともに、いずれの意見も「正当に重視される」必要があろう。

③ 権利規定と救済措置

小杉町条例は、「前文」、「第1章 総則」、「第2章 人間として生きるために大切な子どもの権利」、「第3章 家庭、育ち・学びの施設、地域における子どもの権利の保障」、「第4章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済」、「第5章 子どもの権利に関する施策の推進」、「第6章 子どもの権利に関する保障状況の検証」の全22条からなる。

紙数の制約上、権利規定の詳細な解説は他稿に譲るが、ここでは、第4章を根拠にした相談救済機関としての「小杉町子どもの権利支援センター・ほっとスマイル」について触れておきたい。当初、富山県呉西地区で、不登校や様々な悩みを抱える子どもたちの居場所づくりを目指し発足した「呉西の居場所」準備委員会が、土井町長に設立の意向を伝えたことをきっかけに、行政・病院・民間が協力して子どもの権利支援センターを開設することで合意する。小杉町条例第4章の趣旨も、「子どもの権利の保障を実効性あるものにするため、子どもの権利を侵害したり、その恐れがある場合、必要に応じて相談にのり、あるいは救済を講じる基本的な体制を整備すること」にあった⁽²²⁾。同条例制定から3か月後、NPO法人「子どもの権利支援センター・ぱれっと」が設立され、町の補助を受けてセンターが運営される「公設民営」形式がとられることとなった。

2003年8月に開設された「ほっとスマイル」は、子どもが自分で通える立地条件が考慮され、JR小杉駅前一等地にあった魚屋が改造された。来所者数（延べ人数）をみると、2004年の1890人から2008年の1896人まで、年間1900人近い利用が続いている（「ほっとスマイルの居場所活動」（2009年度版））。利用者は原則「18歳以下の子ども」であること、年間利用者数に大きな変動がないこと、地元以外の利用も全体の半数を占めていること等から、「ほっとスマイル」の活動が定着していることが窺える。このような子どもの居場所は、アメリカの心理学者アブラハム・マズロー（1908～1970）の「欲求階層説」⁽²³⁾を根拠に、その第2段階「安全の欲求」（身の安全を図り安心して休息できる場所を求める欲求）と第3段階「愛と所属の欲求」（集団の一員に加わり、愛されたいという欲求）までを満たす場だと考えられている。「ほっとスマイル」での居場所活動を経由して、将来的には社会への参加が期待されている。

④ 合併後の状況

小杉町条例は、2005年11月1日の市町村合併を受け廃止されるが、合併後の射水市にも「射水市子ども条例」（以下、「射水市条例」とする。）が存在する（2007年6月20日施行）。

射水市条例は、制定までの検討期間が1年間と短く、制定過程において重要な要素となる会議の開催もわずか9回であり、条例の「主役」である子どもの制定過程への参加もなかった。両者の違いを生み出した背景については、5市町村合併をめぐる合併賛成派と反対派の地域を二分

分した争いや、合併後の市長戦において「子どもの権利条例」を推進してきた小杉町長が落選した動きを指摘する声もあるが⁽²⁴⁾、さらに詳細な検証を必要とする。

なお、市町村合併後、上記「小杉町子どもの権利センター」は「射水市子どもの権利支援センター」へと名称変更したが、従来の居場所活動の継続にくわえ、インターネット掲示板を運営し不登校やいじめに悩む子ども・保護者の相談にのっている。年間数百件の投稿が県内外から寄せられ、問題の解消につながっているという⁽²⁵⁾。

(2) 「魚津市子どもの権利条例」

「魚津市子どもの権利条例」(以下、「魚津市条例」とする。)は、富山県内で小杉町に次いで制定された子ども条例である。以下は、2009年9月1日に行った田中光行・魚津市議会委員(市民ネット)へのインタビュー結果を交えながら、魚津市条例をめぐる制定過程の特徴と条例制定後の動きをまとめたものである。

① 制定の契機と制定過程

魚津市条例は、2006年3月20日成立、4月1日より施行されている。同条例制定について、魚津市教育委員会教育総務課HPによると、「条例案を市民と協働してつくることを目的に、平成14〔2002〕年10月から市で内部組織を立ち上げ調査研究を進めるとともに、平成15〔2003〕年8月には学識経験者、市民・関係機関の代表、行政関係者で構成する『魚津市子どもの権利条例策定委員会』を設置し」とある⁽²⁶⁾。2003年8月、第1回策定委員会が開催されているが、同委員会のもとには、小中学生31名からなる「子ども委員会」、条例制定に必要な事柄の調査研究を行う「魚津市子どもの権利条例策定調査委員会」が組織された。町民である子どもや大人の意見を反映させるためのこれらの組織は、小杉町条例の制定過程にも通じる。

もともと、魚津市で上記調査が開始された2002年は、まだ富山県内でこの種の条例制定に向けた動きがほとんど見られない状況にあった。そうしたなか、2001年9月市議会で「子ども基本条例」の制定を求める発言を初めて行ったのが、田中議員であった。田中議員は、同年4月1日より施行された「川崎市子どもの権利に関する条例」を取り上げるとともに、同年8月兵庫県川西市で開催された「地方自治と子ども施策・自治体シンポ2002」に市職員が参加したことに関する評価を求めたうえで、魚津市においても「国連の『子ども権利条約』を基本に、市民参加型でやりたい。先進地の情報収集や学習会から始めたい」という発言をする⁽²⁷⁾。同様の提案は、その後、12月市議会において共産党からも出された。このとき、共産党が独自案を提示したこともあり、市長が行政主導で「条例制定に取り組む」ことを約束する。

あまり知られていないが、魚津市条例も小杉町と同様、4年あまりの時間をかけ、策定方針の立案・調査研究、市民に対する意識調査のほか、2004年6月には小・中学生を対象とした意識調査も実施している⁽²⁸⁾。「子どもを保護の対象から自らが権利を行使する主体として尊重」することを目指す条例づくりに、当初は学校現場でも抵抗が強かったという。しかし、2003年10月28日に開催された第1回「子ども委員会」では、魚津市内の小・中学校から約2名ずつ選出された委員31名に任命書が交付され、子どもの権利条約と憲法・法律との関係、魚津市の条例・規則についての認識を共有している。こうした活動は、その後施行される魚津市条例前文にいう「子どもは、その権利が尊重される中で、魚津市を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加す

ることができます。」という権利を、既に体现したものであったと言えよう。

② 権利規定と条例の効果

魚津市条例は、「前文」、「第1章 総則」、「第2章 人間として大切な子どもの権利」、「第3章 基本となる施策」、「第4章 推進に向けて」、「第5章 雑則」の全21条からなる。

魚津市条例の特徴は、「子どもにも読めるように」全体を通して振り仮名をつけるという工夫が施された点にある。このことは、子ども条例の制定を「目的」とするのではなく、子どもたちが条例を「手段」として利用できるようにという配慮からであったと考えられる。

なお、小杉町条例の権利規定を参考に策定された魚津市条例ではあるが、条例制定後の具体的施策については、独自の展開がみられる。まず、「子ども会議」の開催である。第1回は、2007年1月30日「いじめをなくそう！」をテーマに議論が行われ、「魚津子ども宣言」が採択された⁽²⁹⁾。2009年11月の第3回会議では「みんなが楽しい学校にするには」をテーマに開催されており、毎年各学校の代表者が「社会へ参加する権利」（魚津市条例11条、子どもの権利条約12条）の実現に向け取り組んでいる。

さらに、2009年4月より、魚津市役所に「子ども課」が誕生した。同課は、従来、教育総務課や社会福祉課、健康センター等の各機関に分散していた児童扶養手当や子ども医療費助成業務、保育園・幼稚園関連業務を一本化し、子育て中の市民にとって利便性の高い「ワンストップ・サービス」を目指している。「子ども課」は、主として「子育て支援」業務に関わるとされるが、子を育てる保護者への支援を通して、子どもの権利条約23条「障がいのある子どもの権利」と24条「健康・医療への権利」の実現を目指しているとも考えられよう⁽³⁰⁾。

4. まとめにかえて

以上、本稿では、甚だ不十分ではあるが、小杉町条例と魚津市条例を中心に、その制定過程と具体的な子ども施策を対象に、子どもの権利条約の実現度について若干の考察を試みた。とりわけ、「子どもの意見表明権」の具体化として、いずれの自治体も導入していた条例への「子ども参加」は、今後条例を制定しようとする自治体にとって重要な手法であるだけでなく、将来の主権者を養成するためのトレーニングとしても示唆に富むものと言えよう。

これに対して、富山県条例の制定は、国の総合的な子ども政策である「次世代行動支援計画」の後期計画策定が2010年度からスタートすることに影響を受けていると考えられる。さらに、富山県の近年の傾向として、合計特殊出生率の低下に伴う子どもの人口割合の減少(2005年＝13.5%/全国40位(総務省「国勢調査」))、女性の未婚率の上昇、晩婚化・非婚化の進行、これに伴う初産年齢の上昇による夫婦の平均子ども数の低下傾向、等が指摘される⁽³¹⁾。このため、「少子化対策・子育て支援は、県の最重要課題の一つ」であり、市町村・民間団体・企業、県民等「総ぐるみの連携・協力体制を整えていきたい」(石井隆一知事)という想いが、富山県条例制定の背景にある⁽³²⁾。

「子育て支援・少子化対策」を名称に冠する富山県条例も、「基本理念」において、「結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して推進されなければならない」(3条3項)とするとともに、「子どもの権利及び利益が最大限に尊重されること並びに子どもの

成長に応じてその意見が適切に反映されることを旨として、推進されなければならない。」(同 4 項)と定めている(いずれも下線部は筆者)。3条3項では、結婚、出産という、生殖に関する個人の自己決定権を尊重することが謳われているようだが、今後、県による具体的施策や普及啓発活動が、子どもを「産めない人／産まない人」や「子ども・家庭を持ってない人／持たない人」に対する社会的抑圧とならないよう十分配慮する必要がある⁽³³⁾。また、子どもの成長に応じた意見表明の機会に触れる同条4項は、子どもの権利条約12条を念頭に置いたものと考えられるものの、「基本計画の中間報告(詳細版)の施策体系「基本方針Ⅲ・子どもの健やかな成長の支援」によれば、「子どものコミュニケーション能力や規範意識等の育成を図るため、自らの意見を発表する機会づくりを推進」と記載されている⁽³⁴⁾(下線部は筆者)。さらに、県が発行する条例の広報用リーフレットをみると、「子どもの権利と利益の尊重」の提唱は、顕在化する児童虐待やいじめ等の予防のほか、養護を要する子どもの支援が主眼とされているとともに、「規範意識の育成」についても、「次の世代の親となる教育」の一環として位置づけられている。本来、子どもの権利条約が保障する意見表明権は、子どもが『幸福追求』について自由に自己の意思を表明し、その意思が親を含む大人社会によって尊重され、受容されることを求めた⁽³⁵⁾ものである。上記中間報告やリーフレットの姿勢は、こうした理解から遠く離れているようである。

県の「新プラン」によって、子どものいかなる権利がどのように保障されるのか、その具体的施策の提示が待たれる。なお、県条例が、従来マイノリティに属するとされてきた「障害を有する子ども」や「疾病により療養を必要とする子ども」への支援に積極的に取り組もうとする姿勢は評価されてよいだろう(富山県条例第14条)。今後は、さらに、外国籍の子どもたちへの支援や、言葉の壁に悩むその親たちへの支援の拡充が望まれる(子どもの権利条約30条)。すべての子どもたちには、あらゆる差別が禁止され、最善の利益を確保する必要があるからである。

謝辞 本稿は、富山第一銀行奨学財団 2009 年助成研究「子どもの権利と福祉から考える自治体の次世代育成支援対策」の研究成果の一部である。本稿作成にあたり、土井由三氏(元小杉町長、富山国際大学講師)ならびに田中光幸氏(魚津市議会議員)から多くのご教示とご助言を頂戴した。ここに記して感謝申し上げる。

注

- (1) 改正推進法により、301人以上の企業に対し、一般事業主行動計画について労働局へ届け出るだけでなく、公表ならびに従業員への周知が義務付けられることとなった。なお、101人以上300人以下の企業についても、2011年4月1日以降、同様に行動計画の策定・届出および公表・従業員への周知が義務付けられる。旧法についての内容と問題点については、拙稿「少子化対策における『安全』」森英樹編『現代憲法における安全——比較憲法学的研究をふまえて』(日本評論社、2009年)612頁以下参照。
- (2) 2008年1月までの条例制定状況を整理したものとして、子どもの権利条約総合研究所作成「子ども(の権利に関する)条例一覧」『子どもの権利研究』第12号(2008年)117～121

- 頁参照。これ以降のものとしては、富山県条例のほか、新潟県上越市「子どもの権利に関する条例」(2008年3月制定)、名古屋市「なごや子ども条例」(同年同月)、東京都日野市「子ども条例」(同年6月)、長崎県「子育て条例」(同年10月)、札幌市「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(同年11月)等がある。
- (3) 子どもの権利条約総合研究所代表の喜多明人早稲田大学文学学術院教授は、子どもの権利については「理解が広がるどころか、逆に厳罰主義のもとでのバッシングが起こっており」、そうした風潮の中で「子どもの切実なニーズを直接受け止めて、子どものエンパワーメント、自己肯定感を高めていくための子ども支援がめざされてきた」と指摘する。参照、喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人編『逐条解説 子どもの権利条約』(日本評論社、2009年) i 頁、喜多明人「子どもの権利条例研究の意義とこれから」『子どもの権利研究』第9号(2009年) 90～91頁。
- (4) 2010年3月策定を目指す「新プラン」(次世代育成富山県行動計画)に先立つものとして、2006年2月に策定された「未来富山子育てプラン」がある。なお、「新プラン」は2010年3月に完成予定であり、時間の関係上検証できなかった。
- (5) 参照、日本ユニセフ協会 HP (<http://www.unicef.or.jp/index.html>)。
- (6) 条約に拘束されることについての同意表明として、批准以外の方法に、①署名発効条約や交換公文等によるもの、②署名後、受諾(acceptance)や承認(approval)の手続きを行うもの、③加入(accession)手続きがある。参照、杉原高嶺ほか『現代国際法講義〔第4版〕』(有斐閣、2007年) 293～294頁。
- (7) 喜多ほか編・前掲書注(3) 4頁(荒牧重人執筆部分)。
- (8) 以下、永井憲一「子どもの権利と教育法学」日本法社会学会編『子どもと法』(有斐閣、1980年) 47～48頁。
- (9) ベアテ・シロタ・ゴードン(平岡磨紀子訳)『1945年のクリスマス』(柏書房、1995年) 186頁以下。
- (10) 条約に国内的効力を付与する方法には二通りあるが、日本国憲法は7条1号「天皇の国事行為」ならびに98条2項「条約・国際法規の遵守」を根拠として、条約を一般的に国内法として受容する「一般的受容方式」をとっていると考えられる。ここでは、参照、杉原ほか・前掲書注(6) 34頁。
- (11) 日本ユニセフ協会『子どもの権利条約カードブック』(1997年)も参照のこと。
- (12) 喜多ほか編・前掲書注(3) 6頁(荒牧重人執筆部分)。
- (13) See, Committee on the Rights of the Child Fifty-first session, GENERAL COMMENT NO.12(2009)(<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm>).
- (14) 喜多明人「子ども条例のこれまでとこれから——子どもの権利の視点に立った条例を」『子どもの権利研究』第12号(2008年) 7頁以下。
- (15) このような視点から望まれる条例のあり方を検討するものとして、『子どもの権利研究』第12号(2008年)の特集「なぜ、いま、子ども条例なのか」12～26頁を参照。
- (16) 喜多・前掲論文注(14) 6頁。同様の類型を挙げるものとして、福士明「子どもの権利条例の考え方」『フロンティア180』春号(2007年)参照。

- (17) 旧小杉町条例と、市町村合併後にできた射水市条例の異同については、宮川正文「市町村合併と射水市子ども条例の課題」『子どもの権利研究』第13号(2008年)68頁以下が詳しい。あわせて、村上欣哉「小杉町子どもの権利に関する条例」『子どもの権利研究』第2号(2003年)43頁、小芝隆「小杉町子どもの権利条例策定——これまでとこれから」『子どもの権利研究』第3号(2003年)95頁参照。
- (18) 富山県高岡市 E フェスタ 2009 ワークショップ「子どもの権利条約について～私たちにできること～」での土井由三氏講演(2009年9月4日)レジュメ6頁。
- (19) 以下、参照、小芝・前掲論文注(17)96～97頁、宮川・前掲論文注(17)70頁。
- (20) 邦訳は、喜多ほか・前掲書注(3)による。
- (21) 同上、104頁。
- (22) 「小杉町子どもの権利に関する条例」解説書24頁(<http://www.toyamav.net/~smile/kaisetusyo.htm>)。
- (23) A・H・マズロー(小口忠彦訳)『人間性の心理学——モチベーションとパーソナリティ』(産能大出版部、1987年)参照。
- (24) 宮川・前掲論文注(17)74～75頁。
- (25) 読売新聞電子版2009年9月15日付。
- (26) 魚津市教育委員会 HP (http://public.city.uozu.toyama.jp/project/6010/762/762_1.html)。
- (27) 「田中光幸市政つうしん」第11号(2002年10月1日発行)、2頁、同・第8号(2002年1月1日号)1頁。
- (28) これら意識調査の結果報告については、魚津市教育委員会教育総務課 HP を参照(http://public.city.uozu.toyama.jp/project/6010/762/762_1.html)。
- (29) 参照、魚津市教育センターHP (<http://www.uozu-c.tym.ed.jp/>)。
- (30) 同課 HP のフロントページには、「子どもの権利条例」もその担当業務の一つとしている。参照、魚津市役所子ども課 HP (http://public.city.uozu.toyama.jp/project/2900/1088/1088_1.html)。
- (31) 「子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画の中間報告(詳細版)」(2009年)3～4頁。
- (32) 富山県 HP 「知事の県政レポート[平成20年8月15日]参照 (http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/401010/kj00008301-010-01.html)
- (33) 拙稿・前掲論文注(1)614頁。
- (34) 参照、「子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画の中間報告(詳細版)」(http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/105030/00008798/00294405.pdf)。
- (35) 喜多ほか・前掲書注(3)100頁。